

# 行政手続法の改正に伴う苫小牧市行政手続条例の一部改正（案）について

## 1 趣旨

本市の機関が行う、「法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に根拠にある処分」については行政手続法（以下、法。）が適用されますが、「行政指導」、「条例等に根拠のある処分」については法の適用となりません。このため、本市では、法第46条の規定に基づき苫小牧市行政手続条例（以下、条例。）を制定し、法による取扱いと差異が生じないよう均衡を図っています。このたび、法の改正により新たな手続等が設けられたことから、条例も法による取扱いとの均衡を図るため、一部改正を行います。

## 2 苫小牧市行政手続条例の一部改正（案）の内容

このたびの法改正は、行政指導の方式、行政指導の中止等の求め、処分等の求めについて、新たな手続等が加えられています。このため、条例においても以下の内容により、法に準じた改正を行うものです。

### (1) 行政指導の方式について

市の機関が行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して根拠等を示さなければならないこととするもの。

### (2) 行政指導の中止等の求めについて

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限り、）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとするもの。また、申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととするもの。

### (3) 処分等の求めについて

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限り、）がされていないと料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとするもの。また、申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないこととするもの。

### 3 施行日

施行日は、平成 27 年 4 月 1 日を予定しています。